

ソデイカ漁業と資源管理

－ 資源管理型漁業の火を灯した我ら海人の地域活動 －

八重山漁協セーイカ自主規制委員会

上原 亀一

1. 地域の概況

石垣島は沖縄本島より南西約410kmの位置にあり、人口4万3千人を有し、八重山群島の社会、経済の中心を担う、珊瑚礁に囲まれた情緒豊かな島である（図－1）。

八重山漁協は石垣市、竹富町を範囲とし、組合員587名で県内では4番目に大きく、所属漁船431隻は殆どが5t未満であり、沿岸漁業が盛んな漁協である。

2. 漁業の概要

石垣島の珊瑚周辺では多様な沿岸漁業が営まれ、点在する曾根では底魚一本釣漁業、浮魚礁ではカツオ、マグロ等の曳縄漁業、沖合では沿岸鯖延縄漁業が行われている。

近年、陸域からの赤土流出により沿岸域の漁場が汚染され、また、曾根漁場では乱獲等により資源が激減したため、平成元年頃まで八重山漁協の水揚げは減少傾向にあった。

しかしながら平成2年にソデイカ漁業が導入され、これを契機に八重山漁協の水揚げが着実に伸びている。これは山陰地方でタル流しで行われていたものを参考として導入し、水深数百mの操業に適した旗流漁法（図－2）へ改良されたものである。

3. 研究グループの組織と運営

八重山漁協セーイカ（ソデイカの方言名）自主規制委員会は、ソデイカ資源の永続利用を目的とし、八重山漁協理事会の諮問機関として平成3年に結成され、当該漁業の漁期、操業方法、帰港時間等について審議を重ね、地域内外の漁業者等との協議、調整を通して、沖縄県におけるソデイカ資源管理型漁業の実践を目指している。

事務局は八重山漁協に置かれ、委員は毎年漁期前に漁業根拠地別に選出された代表十数名で構成しており、会長、副会長は互選している。

4. 研究・実践活動課題選定の動機

平成2年にスタートしたソデイカ漁業は急速に普及したが、平成3年9月に市、漁協による国内の産地及び市場の調査が行われ、次のような報告がなされた。

- ① 山陰地方のソデイカは約5年周期で漁獲変動はあるが数量が年々減少している。
- ② 生態の詳細は不明だが、乱獲や漁場環境の悪化がその要因だと思われる。
- ③ 8kg未満は市場価値が低く、越年させ産卵群に加える事が資源管理上重要である。

更に地元でも近い漁場で釣れなくなり急速な遠隔化がみられたため、ソデイカ資源の維持に対する不安が漁業者間に広まり、平成3年10月14日に開催された漁協臨時総会に

において「セーイカ漁業の漁期制限について」が提案され全員の賛成が得られた。

10月30日開催の理事会において関係漁業者16名の構成委員による諮問機関として当委員会が設置され、当地域におけるソデイカ漁業の自主規制への取組みが開始した。

5. 研究・実践活動状況及び効果

(1) 活動状況

平成3年から現在まで30回余の会合をもち、自主規制に係る協議、実践を行っている。

- ① 禁漁期間（7～12月）の設定
 - ・ 市場価値の低い8kg未満の小型イカを越年させ産卵群へ加入させる。
- ② 休漁日（毎週土曜日）の設定
 - ・ 漁期（産卵期重複）に操業を減らし、産卵親イカの保護を図る。
 - ・ 生産者及び漁協職員の過重労働を避け、魚体処理の迅速化を図る。
- ③ 操業日数（三日二晩以内）及び帰港時間の設定
 - ・ 漁獲物の鮮度保持及び市場評価の向上を図る。
- ④ 低速船等の優遇（土曜日午後4時出港の容認）等の調整
 - ・ 大型船等巡航速度10ノット未満船の操業時間の確保等を図る。
- ⑤ ソデイカ臓物、乾電池等の洋上廃棄の禁止
 - ・ サメの増加、海洋汚染を招く臓物、乾電池等の持帰り処分を徹底する。
- ⑥ ソデイカ延縄漁法による操業の全面禁止及び旗流漁具の制限
 - ・ 資源の枯渇、鮮度低下及び魚価の暴落等の防止を図る。
- ⑦ 鮪延縄漁船との操業時の連絡等協力体制の確立
 - ・ 漁場における鮪延縄漁具との交差等トラブルの回避等を図る。
- ⑧ 漁調委指示発令、資源管理計画策定への積極的な意見提出、要請活動
 - ・ 自主規制内容を他地域へ周知し、指示等に当該内容の遵守規定を設ける。

(2) 効果

- ① ソデイカ資源の維持が図られた（表-1）。
 - ・ 小型イカ、産卵親イカの保護、ソデイカ延縄漁法の禁止等を行ったため資源の乱獲が防止され着実な水揚げが続いている。
- ② 底魚資源等の回復促進により漁家経営の安定が図られた（表-2）。
 - ・ ソデイカの操業期間が一定となり、多数の漁業者が1～6月の間は一斉に当該漁業に切替えるため曾根や礁湖の底魚資源が温存され、底立延縄漁業の禁止措置との効果とも相俟って底魚資源の回復が促進され、漁協の総水揚げが安定した。
- ③ 委員会指示制定等へ自主規制内容が反映された（資料-1、2）。
 - ・ 当漁協の取組みが先島地域の他漁協との連携を生じ、漁業調整委員会指示及びソデイカ資源管理計画に先島の自主規制を遵守する旨の規定が設けられた。

6. 波及効果

- ① 操業期間、日数、帰港時間の設定により鮮度保持が向上し、市場評価が高まった。
- ② 休漁日設定により計画的な操業、生活環境の向上、行事への積極参加等が図られた。
- ③ 資源管理に対する認識が高まり、他の魚種に対しても取組みが広がった。

- ④ 先島地域における操業秩序の確立を促進し、漁業者間の協調、連帯が強化された。
- ⑤ 地域水産業の展望が拓け、後継者へ大きな希望を与えることができた。

7. 今後の課題

“まもり育てる漁業”を実践しソデイカ全体の資源管理へと展開するには、全漁業者の最大限の努力と協力のもと、以下の課題を乗り越えなければならないと考えている。

- ① 地域外漁業者への自主規制海域への理解、協力を得るための一層の要請、啓蒙
- ② 漁業経営、流通対策に根差した全県的な操業、出荷体制等の確立
- ③ ソデイカとの複合経営等による底魚保護推進と地域外船の操業秩序への協力要請
- ④ ソデイカ資源全体の管理の実践を目指し、科学的知見に基づく管理手法の確立

図-1

八重山群島位置図

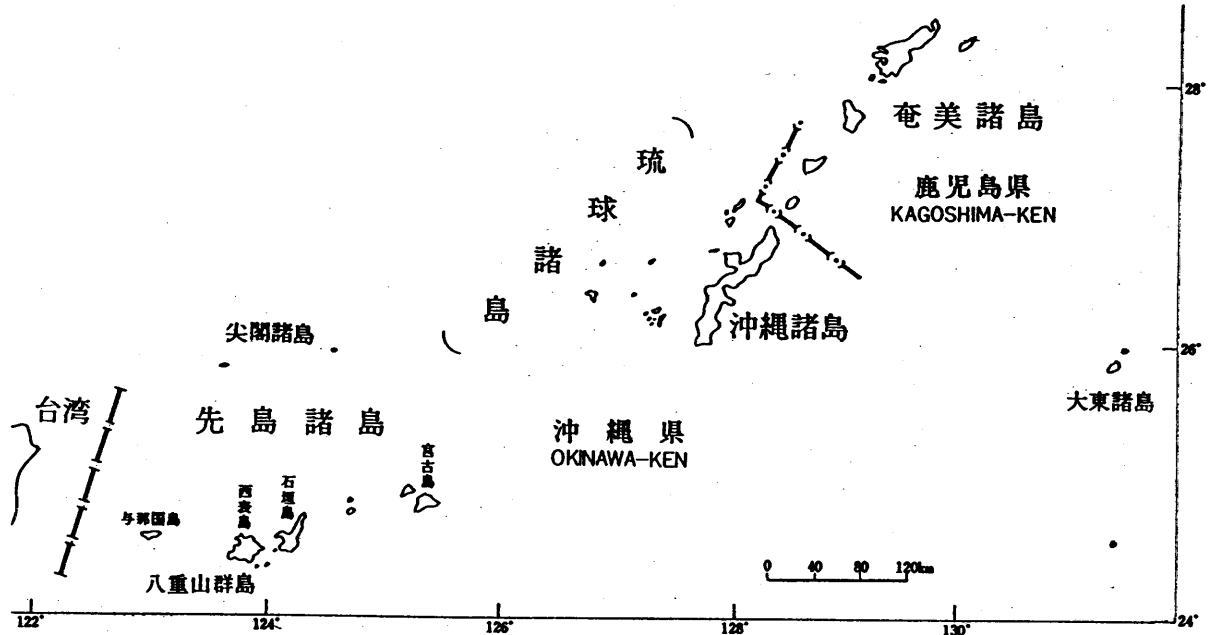


図-2

ソデイカ旗流し漁具図

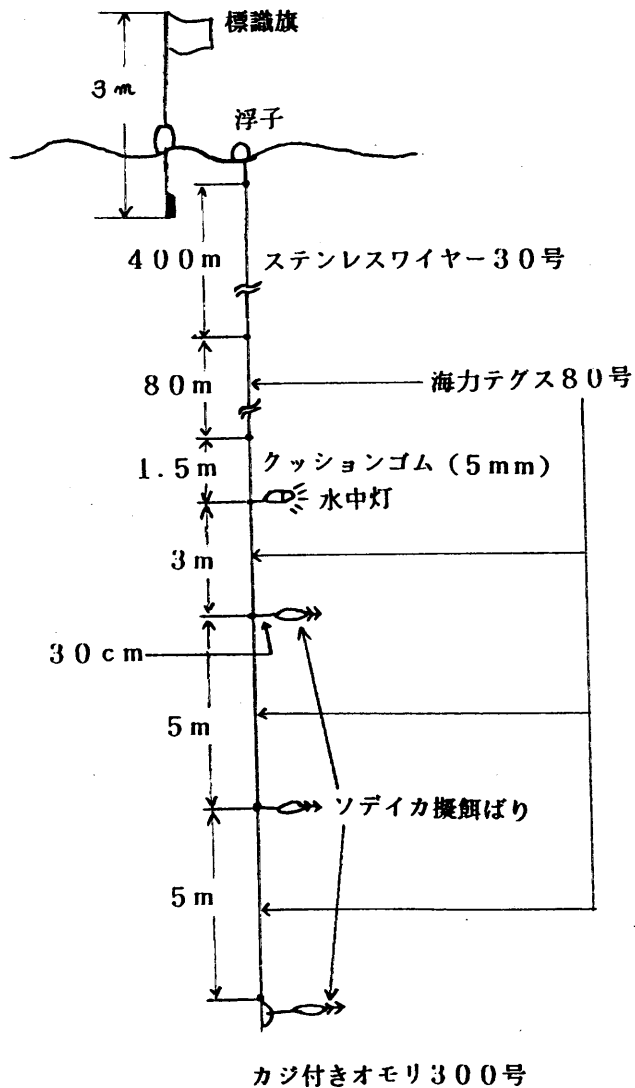


表-1

八重山漁協ソデイカ水揚実績（年別）

年	操業期間	数量(t)	金額(円)	備考
平成2年	5月～12月	67.9	67,796	10月～11月取扱いなし
平成3年	1月～6月	180.0	137,625	6月28日以降水揚なし
平成4年	1月～5月	197.0	151,242	5月30日以降水揚なし
平成5年	1月～6月	193.4	162,306	6月11日以降水揚なし
平成6年	1月～6月	150.5	148,461	6月30日以降水揚なし
平成7年	1月～6月	305.0	215,768	6月21日以降水揚なし

表-2

八重山漁協における取扱数量・金額の推移
市場販売事業における買取・受託の推移（昭和59年度～平成6年度）

年度別	買取販売		受託販売		総取扱	
	数量(t)	金額(円)	数量(t)	金額(円)	数量(t)	金額(円)
昭和59年度	104	343	1,712	1,339	1,816	1,682
昭和60年度	49	226	1,571	1,280	1,620	1,506
昭和61年度	52	160	2,382	1,761	2,434	1,921
昭和62年度	61	130	2,167	1,429	2,228	1,559
昭和63年度	17	37	1,467	1,157	1,484	1,194
平成元年度	13	13	1,177	1,245	1,190	1,258
平成2年度	120	85	1,241	1,456	1,361	1,541
平成3年度	208	189	1,304	1,342	1,512	1,531
平成4年度	248	227	1,266	1,371	1,514	1,498
平成5年度	224	296	1,366	1,420	1,590	1,716
平成6年度	295	264	1,312	1,371	1,607	1,635

※ 買取販売（ソデイカ、キンメダイ等：平成2年度ソデイカ漁業導入後着実に伸びている。）

※ 受託販売（フエダイ、フエフキダイ、ハタ類等：ソデイカ漁業導入後安定している。）

※ 総取扱（平成2年度以降買取の増加、受託の安定により着実に伸びている。）

資料-1

沖縄海区漁業調整委員会指示（抜粋及び要約）

沖縄海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

（操業期間の制限）

- 5 はえ縄漁業及び旗流し漁業は・・・7月～10月までは操業してはならない。
（当地域では7～12月）

（漁具の制限）

- 6 はえ縄漁業は擬餌針を1隻当たり350針以内とする。（当地域では禁止）
旗流し漁業は旗の数を1隻当たり30本以内とする。（当地域では20本以内）

（操業区域の制限）

- 7 はえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。
（当地域では自主規制海域を設定し、その範囲内ではソデイカはえ縄漁業は禁止）

（制限及び条件）

- 8 はえ縄漁業及び旗流し漁業を行う者は、宮古、八重山において操業する際は、当該漁業協同組合が定める自主規制を遵守しなければならない。

資料-2

資源管理計画書（抜粋及び要約）

（対象魚種：ソデイカ）

1. 資源管理型漁業の必要性
2. 資源管理型漁業の基本的な考え方
3. 具体的方策

1) 漁業規制に関すること

- ①漁期制限：7月1日～10月31日を全県一律の禁漁期間とし・・・
- ②体長制限：外套長50cm以下の個体の再放流を全県一律で行い・・・

4. 管理体制と運営方法

1) 漁業者団体

- ①県漁連は・・・「協議会」を組織し運営する。
- ②「協議会」は、ソデイカ資源及び漁業管理に関する取り決めを行う。

ア. 漁業制限に関すること。

各制限の上乗せをしている自主規制地域においては、当該自主規制を守る。

（以下省略）